



(同時広報：北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、沖縄総合事務局)

(問い合わせ先)

国土交通省海事局

検査測度課 課長補佐 河野、赤井

代表 03-5253-8111 (内線 44-122, 44-124) 直通 03-5253-8639

海技課 企画調整官 清水、田中

代表 03-5253-8111 (内線 45-302, 45-316) 直通 03-5253-8655

安全基準課 課長補佐 小磯、大澤

代表 03-5253-8111 (内線 43-922, 43-923) 直通 03-5253-8636

全国でプレジャーボート等小型船舶に対する安全キャンペーンを実施

平成22年4月26日

海事局安全基準課

検査測度課

海技課

国土交通省では、マリンレジャー活動が活発になるゴールデンウィークから夏期休暇期間中にかけて、下記のとおり、プレジャーボート等小型船舶に対して、船舶検査受検、小型船舶操縦士免許に関する安全キャンペーンを実施します。また、平成20年4月1日から施行された小型漁船に対する救命胴衣着用義務範囲の拡大等についても、併せて周知啓蒙を実施することとします。

なお、下記重点実施期間においては、従来から実施している小型船舶操縦者の遵守事項^(※1)についての周知啓蒙を伴うパトロール活動の際にも、併せてこれらの事項の確認を行うことにより、ソフト・ハード両面から小型船舶の安全確保を推進することとします。

記

1. 重点実施期間

平成22年4月29日(木)から同年8月31日(火)まで

2. 実施内容

マリーナ、漁港等において、リーフレットの配付による周知啓蒙及びパトロール指導を実施することにより、以下の事項の徹底を図ることとします。

(1) 船舶検査受検

- (2) 小型船舶操縦者免許
- (3) 一人乗り小型漁船に対する小型船舶用救命胴衣等の着用義務付け
- (4) 漁船登録を有するプレジャーボートに対する船舶検査の受検の必要性
- (5) 海岸から12海里以遠の海面において従業する小型漁船に対する船舶検査の受検の必要性

3. 実施主体

全国の各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局の職員が、海上保安庁等と連携しつつ実施します。

4. 実施の背景

平成21年においては、プレジャーボートの海難事故発生件数が年間1,000件前後であり、全体の4割を占めています。過去数年間においてプレジャーボートの事故隻数は増加傾向にあり、事故の種類をみても、機関故障による事故の割合が最も高い状況にあります。更に、近年、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年2~3万隻発生していることが明らかになっています。このような小型船舶を放置すると、船体・機関の整備不良の可能性も高まり海上の人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されることから、平成19年度から海上保安庁等と連携して、小型船舶に対する安全キャンペーンを実施することとしました。

こうした安全キャンペーンは継続して実施することにより、安全確保の効果が上がるものと考えられること、さらに平成20年4月1日から小型漁船の救命胴衣着用義務範囲の拡大^(※2)を行ったことから、本年度も引き続き実施するものです。

※1 小型船舶操縦者の遵守事項

小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に法令で次の遵守事項を定めています。

- ① 酒酔い等操縦等の禁止
- ② 危険操縦の禁止
- ③ 免許者の自己操縦
- ④ 救命胴衣の着用義務 等

※2 小型漁船の救命胴衣着用義務範囲の拡大

一人乗り小型漁船において船外転落事故が多発していることから、平成20年4月1日より、適切な連絡手段を確保しているか否かにかかわらず、航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事する場合、救命胴衣等の着用が義務付けられました。